

社会資本の整備

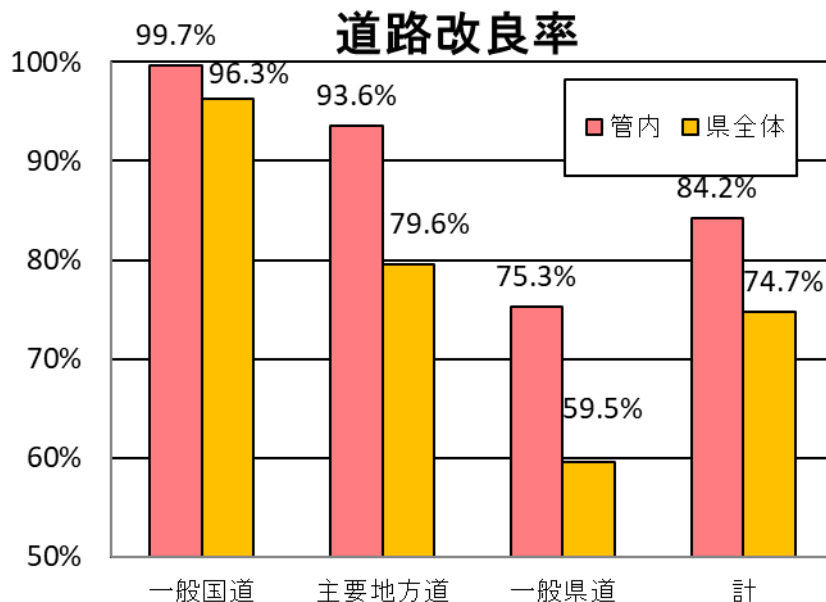
(1) 道路の整備状況

管内の道路改良率は84.2%で、県全体の74.7%を上回っていますが、まだ十分な整備状況ではありません。加えて半導体製造企業の集積に伴う交通渋滞が慢性化しているため、解消に向けた更なる道路改良が求められています。

そのため、今後も、産業を支える物流基盤の整備、交通安全対策の推進、地域の交通基盤の整備といった観点から道路整備を推進していきます。

道路種別	路線数 (路線)	実延長 (m)	改良済延長 (m)	道路改良率(%)	
				管内	県全体
一般国道	3	58,759.3	58,571.3	99.7	96.3
主要地方道	8	95,308.2	89,160.8	93.6	79.6
一般県道	25	200,770.9	151,204.8	75.3	59.5
計	36	354,838.4	298,936.9	84.2	74.7

(道路現況調書 令和7年3月31日現在)

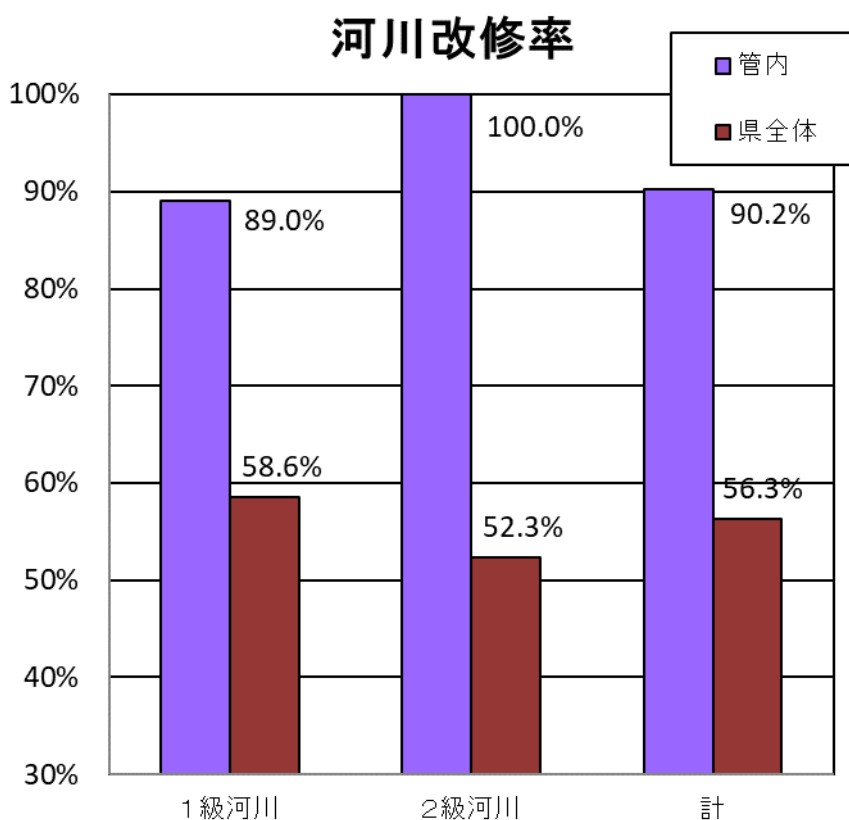


(2) 河川の整備状況

管内では、1級、2級河川合わせて24河川を管理しており、河川改修率は90.2%と県全体の56.3%を上回っています。引き続き、水辺環境や景観に配慮した河川改修事業を行い、安全な生活基盤の整備を推進していきます。

河川種別	河川数 (河川)	県管理延長 (m)	要改修延長 (m)	改修済延長 (m)	河川改修率(%)	
					管内	県全体
1級河川	23	115,150	87,000	77,439	89.0	58.6
2級河川	1	10,315	10,315	10,315	100.0	52.3
計	24	125,465	97,315	87,754	90.2	56.3

(河川課集計 令和7年3月31日現在)



(3) 洪水浸水想定区域の指定状況

想定される降雨により河川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定しています。

これをもとに、市町村において災害時の対応や避難場所等の情報を具体的に記載したハザードマップが作成されます。

(単位:河川)

河川種別	河川数	浸水想定区域 指定済	
		レベル1	レベル2
1級河川	23	21	23
2級河川	1	1	1
計	24	22	24

(令和7年3月31日現在)

レベル1:計画規模降雨

レベル2:想定最大規模降雨

(4) 砂防の整備状況

管内における土砂災害危険箇所の整備率は、土石流危険渓流で36.0%、急傾斜地崩壊危険箇所で33.0%と、まだ多くの未整備箇所が残っています。今後も、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、安全な生活基盤の整備を推進していきます。

危険箇所 対策事業種別	土石流危険渓流			地すべり危険箇所			急傾斜地崩壊危険箇所		
	砂防事業			地すべり対策事業			急傾斜地崩壊対策事業		
対策箇所	土石流 危険渓流 ランクⅠ	うち 概成箇所	整備率 (%)	地すべり 危険箇所	うち 概成箇所	整備率 (%)	急傾斜地 崩壊危険 箇所 ランクⅠ	うち 概成箇所	整備率 (%)
管内計	25	9	36.0%	0	0	0.0%	106	35	33.0%
県計	2,120	481	22.7%	107	65	60.7%	2,793	762	27.3%

(R7.3.31現在)

※「土石流危険渓流ランクⅠ」とは、人家5戸以上等に流出する恐れがある土石流危険渓流

※「急傾斜地崩壊危険箇所ランクⅠ」とは、被害想定区域内に人家5戸以上等がある箇所のうち要対策箇所

※「概成」とは、危険渓流や危険箇所において概ね災害防止施設が整備されている状態で、詳細は下記のとおり

- ・土石流危険渓流では、砂防えん堤が1基以上設置されている渓流
- ・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所では、想定される現象に対する防止施設が整備されている箇所

(5) 土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害が発生するおそれのある地域を明らかにして「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行い、平成28年度までに管内全467箇所において指定を完了しました。

また、熊本地震を契機に新たな測量結果等を用いた調査により判明した土砂災害の恐れが高い292箇所についても、令和6年度までに指定を完了しました。

土砂災害警戒区域・・・

(通称:イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域・・・

(通称:レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

○ 熊本地震前

(単位:箇所)

	区域指定完了箇所			
	土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り	合計
菊池市	35	244	0	279
合志市	0	69	0	69
大津町	24	80	0	104
菊陽町	0	15	0	15
管内計	59	408	0	467

令和7年3月31日現在

○ 熊本地震後 新規危険箇所

(単位:箇所)

	新規箇所数(令和元年6月3日公表)				区域指定完了箇所				除外箇所 ※	完了率
	土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り	合計	土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り	合計		
菊池市	60	156	1	217	51	115	1	167	50	100.0%
合志市	1	39	0	40	0	31	0	31	9	100.0%
大津町	5	14	0	19	3	11	0	14	5	100.0%
菊陽町	2	14	0	16	0	13	0	13	3	100.0%
管内計	68	223	1	292	54	170	1	225	67	100.0%

令和7年3月31日現在

※除外箇所とは、新規危険箇所のうち、詳細調査の結果、箇所統合等により区域指定が不要となった箇所

(6) 用地取得実績の推移

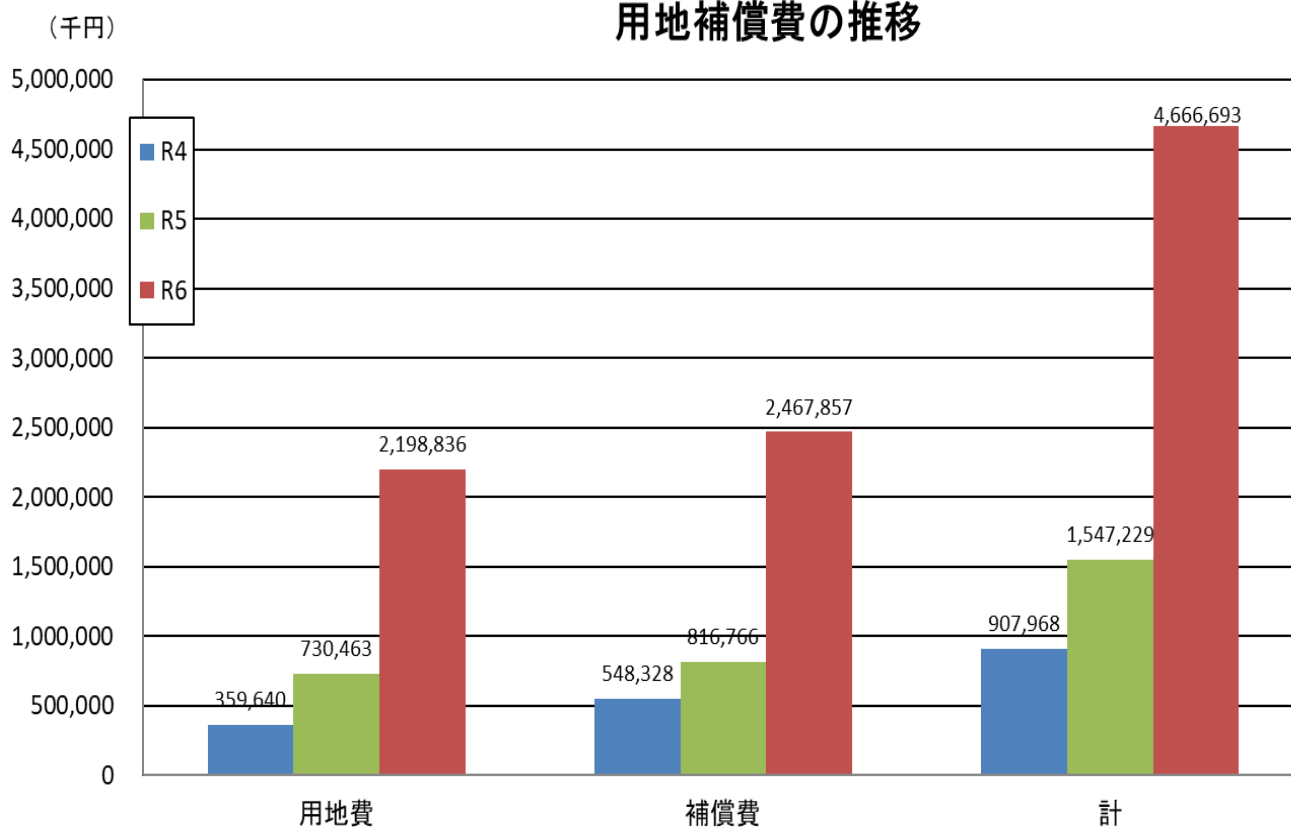
公共事業の施行には用地が不可欠であり、効率的な事業遂行のためには工事着工可能な用地を十分確保しておく必要があります。新たな道路整備のために更なる用地取得が見込まれているため、皆さんの御理解と御協力をいただきながら、今後とも計画的な用地取得に努めます。

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	道路	河川	砂防	計	道路	河川	砂防	計	道路	河川	砂防	計
筆数(筆)	99	1		100	109	9	4	122	243	22	8	273
面積(m ²)	26,090	19		26,108	57,543	3,440	2,656	63,639	138,269	15,311	4,559	158,139
用地費(千円)	359,339	301		359,640	693,448	34,678	2,337	730,463	2,045,066	152,399	1,371	2,198,836
補償費(千円)	548,240	76	11	548,328	814,645	942	1,179	816,766	2,449,321	17,372	1,164	2,467,857
計(千円)	907,579	377	11	907,968	1,508,093	35,620	3,516	1,547,229	4,494,387	169,771	2,535	4,666,693

(用地課集計 令和7年3月31日現在)

※県買収分のみ

用地補償費の推移



(7) 許可等の実績・建築物の誘導状況

熊本県景観条例及び熊本県高齢者障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(やさしいまちづくり条例)に基づく指導等により、景観に配慮した快適な環境の整備を進め、全ての人が生活しやすく利用しやすい建築物となるよう誘導を図っています。

また、TSMC 進出報道以降、都市計画法に基づく開発許可事務(相談・協議含む)等が増加傾向にあります。

項目	(単位:件)						
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
道路敷占用許可	165	225	195	235	217	148	230
河川敷占用許可	24	16	41	26	27	22	15
広告物許可	605	745	559	617	756	787	625
計	794	986	795	878	1,000	957	870

(維持管理課集計 令和7年4月1日現在)

項目		(単位:件)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開発行為許可		199	211	215	220	224
建築確認等		222	243	216	169	132
建築許可等		82	78	64	55	60
建築完了申請等		219	241	207	178	122
計		722	773	702	622	538
景観条例上の届出	大規模行為届出	95	76	83	94	108
	特定施設届出地区	11	6	6	14	7
	景観形成地域	3	3	2	4	7
やさしいまちづくり条例の事前協議		90	110	108	205	214
計		199	195	199	317	336
道路位置指定		21	30	29	22	22
リサイクルの届出		542	578	688	703	789
リサイクルの通知		46	28	36	57	70
計		609	636	753	782	881

(景観建築課集計 令和7年3月31日現在)

- 大規模行為届出…………… 景観を形成するうえで著しく影響を及ぼすような大きな建物や工作物などについて、勧告や指導を行うことにより景観形成を図るものです。
- 特定施設届出地区……… 幹線道路沿いで景観形成を図る必要がある地区を指定し、景観形成上、重要な建物や工作物などについて勧告・指導を行うことにより景観形成を図るものです。
- 景観形成地域…………… 山や高原などの風景、田園風景、都市施設が集積した景観等、県土を代表する景観を有する地域を指定し、建物、工作物、広告などについて指導・助言を行うことにより総合的な景観行政を図るものです。

